

陸上自衛隊函館駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道函館市	広野町六番十八
対象防衛関係施設 の区域	北海道函館市	広野町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道函館市	柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、金堀町、川原町（次の図面に示す部分に限る。）、駒場町、杉並町（次の図面に示す部分に限る。）、時任町（次の図面に示す部分に限る。）、乃木町、人見町、日乃出町（次の図面に示す部分に限る。）、広野町、深堀町（次の図面に示す部分に限る。）、松陰町（次の図面に示す部分に限る。）、的場町（次の図面に示す部分に限る。）、湯川町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び湯浜町
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十一度四十六分二十五秒、東経百四十度四十七分一秒の点 二 北緯四十一度四十六分二十一秒、東経百四十度四十六分五十九秒の点 三 北緯四十一度四十六分四秒、東経百四十度四十六分四十分の点 四 北緯四十一度四十六分一秒、東経百四十度四十五分四十七秒の点 五 北緯四十一度四十六分十二秒、東経百四十度四十五分十七秒の点 六 北緯四十一度四十六分十九秒、東経百四十度四十五分十一秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊函館駐屯地周辺地域 (北海道函館市広野町6番18)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

